

県南広域振興局長告示第3号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成18年4月4日

県南広域振興局長 酒井俊巳

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及 び所在地	生産事業の廃 止年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手 北17	高橋公男 和賀郡西和賀町草井沢47地 割59番地			○	○	高橋公男 和賀郡西和賀町 草井沢	平成18年3月 20日